

安城市自治基本条例検証会議 検証結果（H26実施）

（会議での意見と市の見解）

1

自治基本条例検証会議（H26実施）

【会議メンバー】

市内団体代表7名・公募市民7名
計14名

☆公募方法

6/15～7/3に募集し12名の応募あり
⇒7/8公開抽選により7名を決定

【会議】

7/15 ①オリエンテーション
7/30 ②全体討議（論点整理）
10/15 ③・10/15④・11/5⑤グループワーク
1/29 ⑥全体討議
3/18 ⑦検証結果報告

【グループワークの主な論点】

- | | |
|-----------------------------------|--|
| 1. 「市民」の定義
・「住民」より広義の「市民」とすること | 4. 位置づけ・見直し
・「最高規範」とすること |
| 2. 市民の権利・責務
・「住民」とそれ以外の区別 | 5. 意義・効果・認知度など
・効果の検証
・条例の必要性
・分かりやすさ
・周知の仕方 |
| 3. 議会・市長その他の執行機関
・必要性や具体的事項の記載 | |

2

検証のポイント1 「市民」の定義(第1章第3条)

このままで良い

まちづくりの推進のためには広義の市民であるべき

- ・より広いかわりが必要
- ・常識で考えることであり、明確な線引きは要らない
- ・線引きすることで生活しにくくなるのは良くない
- ・国籍で分けるのは抵抗がある
- ・何か具体的な弊害があったのか

現在でも区別はされている

- ・今の条例でも区別はされている
- ・マナー条例では「市民」より広義の「市民等」を定めている、また他の条例との整合も図る必要がある

改正すべき

定義が曖昧

- ・ここにいる人をみんな市民とするのは無理がある
- ・「市民」=「住民」と一般の人は思っている
- ・関わる人といっても、公共性のある活動をしている必要がある

「市民」「住民」線引きが必要

- ・税金未納者、外国人などを含むのは不公平と感じる、又は住民以外は利害が共有できなく危険
- ・「市民」は住民、「市民等」は広い意味とするなど区別し、再定義して広義の市民に一定の制限を設けるべき

3

検証のポイント1 「市民」の定義(第1章第3条)

主な論点

- ①「市民」=「住民」が一般的であり、市民の範囲を広げることに無理がある。
- ②立場の違いや公平性の観点から、「市民」と「住民」との線引きが必要である。
- ③外国人の参政権を連想させることや、住民以外の意見が強くなることに対する危険性がある。

市の見解

現時点では変更なし

- ①市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会が抱える様々な課題の解決を進めていくためには、安城市に関係する幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づくものです。
- ②第8条(行政サービスを受ける権利)にあるように、市民は「適切な」行政サービスを受けることができます。受給できる対象者や内容はサービスごとに条例や規則などで規定されることとなるため、線引きができていると考えています。
- ③本条例は外国人への地方参政権付与を意図しているものではありません。また市民には決定権がなく、最終的には議会の議決が必要とされることから、偏向した意見が一方的に通るなどの危険はないものと考えています。

4

検証のポイント2 市民の権利と責務(第3章)

このままで良い

市民参加は提案権

・市民が参加しても最後は議決なので問題ない

「適切な」行政サービスを「等しく」受ける権利

・「適切な」(それぞれの市民に応じた)サービスであり、同じ条件の人を差別しないという意味なので問題ない

義務でなく罰則のない「責務」

・強制的でなく自発的な市民の意思を定める条項である

改正すべき

「企画・立案・実施」参加は危険

・外国人・住民以外に認めるべきではない、住民の権利を守るべき
・主張が強い外国人に権利を与えると争いが生まれやすい
・無意識に参政権になる可能性

「等しく」サービスを受ける権利

・「等しく」の文言を削除すべき

憲法以上の責務はいらない

・勤労・納税・教育以外の責務を追加するのはおかしい

「市民」「市民等」で責務を分ける

・市民等の責務を軽くしてほしい

権利に対し責務が弱い

・対なのにな弱い

5

検証のポイント2 市民の権利と責務(第3章)

主な論点

①「市民が自発的かつ主体的に市の施策の企画立案、実施及び評価の各段階における意思形成にかかわる権利」(逐条解説第7条関連)の「企画立案・意思形成」に住民以外が関わるのは不適切である。(単なる提案権であれば良い。)

②「適切な行政サービスを等しく受けることができます」(第8条)の「等しく」は削除すべきである。

③住民でない人は責務を軽くすべきである。(第9条)

市の見解

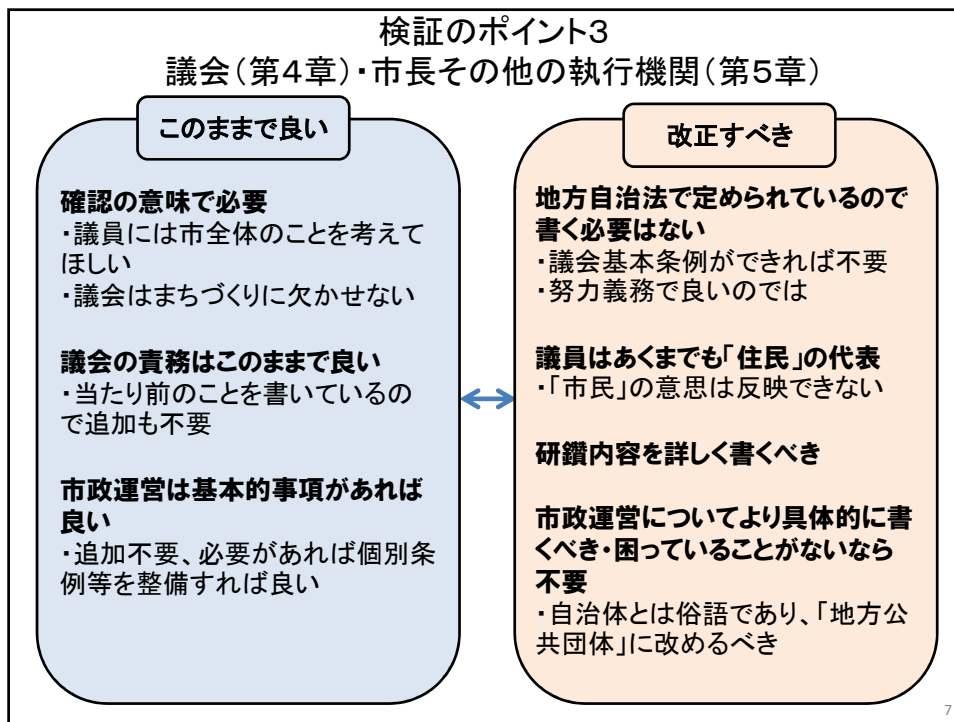
現時点では変更なし

①市政運営に市民の意向を的確に反映するため、企画立案、実施及び評価の各段階における意思形成にかかわる権利を保障しています。ポイント1「市民」の定義③の見解のとおり危険性はなく、また適切であると考えています。

②「適切な」=「定められたルールの範囲内で」市が提供するサービスを等しく受けることができると補足していることから、それぞれの立場における線引きはできていると判断しました。

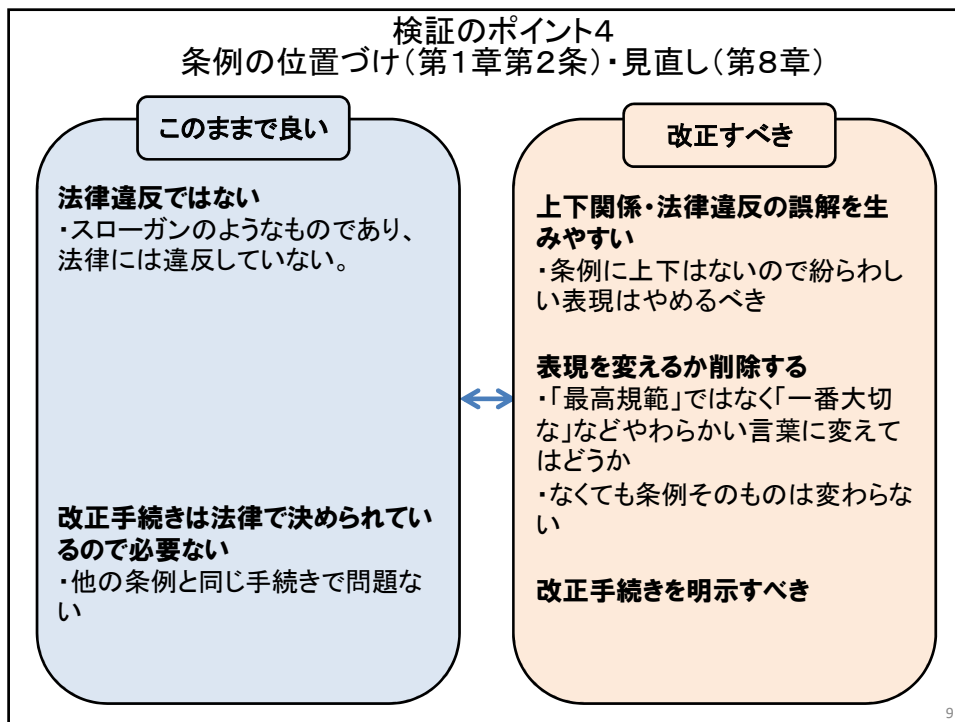
③市民がまちづくりの担い手であるという自覚と責任を持たずして自治の推進はありえないという考えを基本としています。住民かどうかに関わらず、安城市のまちづくりに関わる場合にはこのような責務を主体的に担ってもらうことを定めており、適切と考えています。

6



検証のポイント3 議会(第4章)・市長その他の執行機関(第5章)		主な論点 ①議会も市政運営も当たり前のことなので不要である。 ②議員や職員の責務に関し、具体的な内容を追加する必要がある。 ③議員は「住民」の代表であり、「市民の意思が市政に反映されるよう活動」(第10条)はできないので、条文の改正が必要である。
		市の見解 現時点では変更なし ①本条例は、誰がどのような役割を担いまちづくりに取り組んでいくのかを示したものです。各々の責務を明らかにすることにより、市民参加と協働によるまちづくりを推進し、自立した地域社会を実現することを目的としているため、必要と考えています。 ②本条例では基本的事項を記載していますが、個別条例や個別計画においてより具体的な事項を定めていますので、追加の必要はないと考えています。 ③本条例では、安城市のまちづくりに関わりのある人を「市民」と定義しており、その関わりから生まれる取組み等に関する意思決定を行うという意味では、議員は、「市民」の代表といえると考えている。

8



検証のポイント4 条例の位置づけ(第1章第2条)・見直し(第8章)	
主な論点	
①「最高規範」という言葉は上下関係を連想させるので不適切である。別の言葉に言い換えるか、削除すべきではないか。	
②改正手続きについて明示すべきである。	
市の見解	
現時点では変更なし	
①「最高規範」とは、行動や判断の基準となる模範という訓示的・宣言的な意味であり、法規的に上下関係を規律するものではないという考えです。対外的に分かりにくく、憲法より上というイメージを与えてしまう点については、今後分かりやすく伝える工夫をします。	
②改正手続きについては、手続きそのものが他の条例と変わらないため、個別に記載する必要はないと考えています。	

10

検証のポイント5 意義・効果・認知度など

条文を分かりやすい表現に変えた方がいい

- ①法的に誰が呼んでも分かるよう法律どおりの定義の言葉を使う
- ②表現をやわらかくし馴染みのない人にもわかるようにする
- …啓発用パンフレットの工夫など分かりやすく伝える努力を！⇒認知度向上へ
- …市民憲章のようにあらゆる会議で概要に触れるなど浸透させる工夫が必要

効果の有無や課題の検討

- ・事前に目標の設定がされていないため効果が分かりにくい
- ・目指した姿に向けて進展したのか、何が課題なのかなど議論不足

条例の必要性・必然性

- ・1700程度の自治体のうち、300程度しか制定していないが必要があるのか

認知度が低い

- ・検証会議のメンバーを公募しても偏りがある(無作為抽出にすべき)
- ・認知度の目標値が必要(有権者の3割など)
- ・法的拘束力があるものならば周知は必須
- ・SNSの活用など工夫が必要
- ・5年では認知度は低いが、浸透には市民憲章なども時間がかかっている

11

検証のポイント5 意義・効果・認知度など

主な論点

- ①条例が分かりにくい。
- ②効果の検証をすべきである。
- ③認知度が低い。
- ④条例自体不要である。

市の見解

現時点では変更なし

- ①条例や逐条解説では、一般市民に伝わりにくいことがよく分かりました。分かりやすいPR方法を今後検討します。
(例:広報あんじょう等での掲載方法や分かりやすいパンフレットの作成など)
- ②条例ができたことでどのように市が発展してきたのかについて検証ができなかったことは、課題として認識しています。次回検証時には効果も含めて議論する必要があると考えています。
- ③eモニター制度でのアンケート結果から、認知度の低さは明らかでした。認知度向上をめざし、市が主体となって情報発信をするよう努める考えです。
- ④安城市にとって本条例は必要と考えています。

12